

●法第34条9号:給油所

(鴻巣市)

29条 43条

1	◎ 29条開発許可申請書(省令別記様式第二又は別記様式第二の二) ◎ 43条建築許可申請書(別記様式第九)	29条開発許可申請をする場合 43条建築許可申請をする場合
2	◎ 委任状	土地利用計画、計画理由等を明示(審査基準に適合していることを明示)
3	◎ 理由書	申請時以前6か月以内のもの
4	◎ 土地登記事項証明書	土地権利者(印鑑登録証明書)の同意書作成時のもの
5	◎ 土地・工作物の権利者の同意書	土地権利者の同意書作成時のもの
6	◎ 土地・工作物の権利者で開発(建築)行為に同意した者の印鑑証明書 又は印鑑登録証明書	市以外が管理する公共施設(国道・県道・私道等)がある場合 新たに公共施設を設置する場合 申請地が農用地の場合
7	◎ 公共施設の管理者の同意書	※
8	◎ 公共施設の管理に関する協議書	※
9	◎ 農用地除外証明書	※
10	◎ 資金計画書(省令別記様式第三)	※
11	◎ 残高証明書	※
12	◎ 融資証明書	※
13	◎ 申請者の業務経歴書	※
14	◎ 申請者の法人登記事項証明書	申請者が法人の場合 申請時以前6ヶ月以内のもの 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税を添付(未納の税額がないことを証明するもの)
15	◎ 申請者の前年度の納税証明書	※
16	◎ 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書	※
17	◎ 設計者の資格に関する書類(卒業証明書又は資格証明書の写し等)(市規則様式第2号)	開発区域面積が1ヘクタール以上の場合
18	◎ 設計説明書(市規則様式第1号)	事業計画が審査基準に適合していること
19	◎ 事業計画書	縮尺50,000分の1以上
20	◎ 位置図(都市計画図)	縮尺2,500分の1以上
21	◎ 案内図	縮尺600分の1以上
22	◎ 公図写し	縮尺2,500分の1以上
23	◎ 現況図	申請地の状況を2方向以上 撮影位置及び撮影方向を現況図に明示
24	◎ 現況写真	申請時以前3ヶ月以内に撮影したもの(撮影年月日記入)
25	◎ 建築物等の配置図	縮尺100分の1以上
26	◎ 求積図	縮尺500分の1以上 座標法または数値三斜法
27	◎ 土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上 土地利用種別ごとに色分け
	◎ 造成計画平面図	縮尺1,000分の1以上 切土は黄色、盛土は茶色に着色 30cmを超える盛土は盛土施工計画書を添付
28	◎ 造成計画断面図	縮尺H=100分の1以上 L=500分の1以上 切土は黄色、盛土は茶色に着色
29	◎ 雨水・汚水排水施設計画平面図	縮尺500分の1以上
30	◎ 雨水・汚水排水施設構造図(雨水樹・汚水樹等)	縮尺50分の1以上 開発区域面積が500m ² 以上の場合
31	◎ 雨水流出抑制計算書	単位設計処理量の根拠となる書類を添付
32	◎ 給水施設計画平面図	縮尺500分の1以上
33	◎ がけの断面図	縮尺50分の1以上 がけがある場合
34	◎ 擁壁の断面図	縮尺50分の1以上 義務擁壁がある場合
35	◎ 擁壁の構造計算書(地耐力の根拠・ボーリングデータ等を含む)	切土部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土部分に生ずる高さが1mを超えるがけ、切土盛土部分に生ずる高さが2mを超えるがけがある場合
36	◎ 道路占用許可書・施工承認書・公共物使用許可書・公共下水区域外流入許可書等の写し 農業集落排水の場合は分担金決定通知書の写し	下記の書類で、必要と認める場合に添付する。
37	◎ その他市長が必要と認める書類	・汚水流量計算書 ・隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書 ・消防の協議済証の写し ・雨水浸透阻害行為許可書の写し ・宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート(造成計画がある場合) ・その他の書類()

◎:添付が必要な書類 O:添付が望ましい書類

※:1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要

ただし宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合は必要。

審査基準

1 開発区域(建築物等の敷地)

開発区域は、市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と交差又は接続する幅員12m以上の市町村道(国道又は県道と交差又は接続する箇所から12m以上の幅員が連続する区間に限る。)(以下「対象道路」という。)に6m以上接していること。なお、対象道路(高速自動車国道を除く。)に市町村道である側道が存する場合あって、対象道路の通行車両が当該側道を経由して開発区域に出入り可能な道路構造である場合には、当該側道を対象道路とみなす。

2 予定建築物等(建築物等)

予定建築物等は、対象道路を通行する車両に揮発油、軽油、液化ガス等の燃料を給油充填等するための施設(以下「給油所等」という)である建築物又は第1種特定工作物とする。なお、次に掲げる施設を併設できることとする。ただし、当該施設が建築物であるときは、給油所等である建築物(キャノピー以外のもの)と同一棟であるものに限る。

(1)自動車の点検・整備を行う作業場

(2)洗車場

・最低敷地面積(29条): 開発行為をする場合は、200m²以上(川里地域にあっては、300m²以上)とする。(市条例第2条但し書きにより適用除外の場合有り。)

・技術基準等: 29条開発許可申請の場合は都市計画法第33条
43条建築許可申請の場合は都市計画法施行令第36条

R8.1.5